

## 令和3年度伊達市奨学資金奨学生募集要項

本市奨学資金は、学業成績が優秀であり、品行が優良であるが、経済的理由により就学が困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

### 1 奨学資金の種類及び額

区 分		修学資金（月額）	入学支度金（一括）
高等学校	県立	1万円	10万円
	私立	2万円	15万円
高等専門学校		2万円	10万円
大 学	国公立	4万円	25万円
	私立	6万円	
短期大学	国公立	4万円	20万円
	私立	6万円	
専修学校	高等課程	2万円	20万円
	専門課程	4万円	

### 2 貸与期間

令和3年4月から在学する学校の正規の修業期間

### 3 採用人数

各学校区分合わせて若干名

### 4 採用の決定

提出された書類により審査を行います。審査結果については、内定通知書を3月中に本人へ通知します。なお、不採用者についても通知いたします。合格通知書の提出がなされなければ、内定を受けていても決定にはなりませんのでご注意ください。

### <応募資格>

1 次に掲げる条件を具備していること。

- ① 本市に保護者とともに引き続き1年以上の住所を有すること。
- ② 高等学校（福島県内に所在するものに限る）、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学すること。

- ③ 福島県内に所在する高等学校を卒業し、専修学校（専門課程）、大学又は短期大学に進学すること。
- ④ 在学する学校長の推薦を受けること。
- ⑤ 国、県又は他の団体から、同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- ⑥ 次に掲げる学力基準及び所得基準を満たしていること。

**【学力基準】**

- ・中学校における第1学年から第3学年2学期までの全履修教科についての5段階評価における学業成績の評定平均値が3.5以上(小数点第2位四捨五入)であること。
- ・高等学校における第1学年から第3学年2学期までの全履修教科についての5段階評価における学業成績の評定平均値が3.5以上(小数点第2位四捨五入)であること。

ただし、2年生以上の場合は、現在在学している学校における学業成績が本人の属する学部（科）の平均水準以上であること。

**【所得基準】**

本人の生計を維持する者全員の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

(詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。)

- ・収入の目安（父、母、高校生、中学生の4人家族の場合）

給与所得者の場合	非給与所得者の場合
785万円以下	330万円以下

- ・特別の事情がある場合の特別控除額

特別の事情	特別控除額	備考
身体障がい者のいる者世帯	860,000円	詳細は、別紙『伊達市奨学資金における「特別の事情」の基準について』を参照
長期療養者のいる世帯	特別の支出をした金額	
主たる家計支持者が別居している世帯	特別の支出をした金額	
災害・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	特別の支出をした金額	
家計支持者が父母以外の世帯	410,000円	

**<注意事項>**

**同種類（貸与）の奨学資金を他から受けていないこと。**

※他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。

なお、本市奨学生に採用後に併用が発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

## <必要書類>

次の書類を全てそろえて、伊達市教育委員会教育総務課へ持参してください。

なお、提出頂いた書類は返却いたしません。

(修正ペン、修正テープを使用しないでください)

### ① 奨学生願書（第1号様式）

記載にあたっては「記載例」をよく読み、読みやすい字で記入してください。

記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

### ② 奨学生推薦調書（第2号様式）

在学する学校に記載を依頼してください。

2年生以上の者が申請する場合は、在学学校の成績が必要です。

### ③ 特別の事情に該当する場合、別紙「特別の事情に係る経費内訳」及びそれを証明する書類

証明書類がない場合は、控除の対象になりませんので、ご注意ください。

### ④ 合格通知書の写し

届きましたら速やかに提出ください。

## ※家族構成・家計の状況を把握するための書類について

住民票謄本や所得証明書等の個人情報の閲覧を行います。学業や単身赴任等で住民票を伊達市以外に移している方がご家族の中にいる場合や、令和3年1月1日以前に住所を伊達市から変更された方については、担当者に申し出て下さい。

※取得した個人情報は、伊達市奨学資金に係る事務以外には使用いたしません。

## <申込期間>

令和3年2月1日（月）～2月12日（金）

## <奨学生決定後に提出する書類>

次の書類を全て揃えて、伊達市教育委員会教育総務課へ奨学生本人が持参してください。

### ① 誓約書（第3号様式）

### ② 奨学資金口座振込依頼書及び通帳の写し

奨学資金申込者本人名義となります。（ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のコピーを必ず添付）

## <貸与中の注意事項>

### 1 貸与方法

本人の指定口座に毎月 10 日(当日が土日祝日の場合はその前日)に振込となります。

### 2 貸与中に提出する書類

毎学年末に、学業成績書(学校または学校長の押印のあるもの)の提出が必要です。

## <償還の方法>

伊達市奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると奨学生本人に償還義務が生じます。

奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人において、償還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

### 1 償還の期間・方法

#### 【修学資金】

卒業の月の 6 ヶ月後から 10 年以内に、月賦または年賦で全額償還していただきます。

#### 【入学支度金】

入学した年度から正規の修学期間内に、月賦または年賦で全額償還していただきます。

### 2 貸与利子

利子は、無利子となります。

また、期限を経過しても償還に応じていただけない場合は、連帯保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

**奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。**

### 問い合わせ先

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地

(伊達市役所保原本庁舎 東棟 2 階)

伊達市教育委員会教育部教育総務課総務企画係

電話：024-573-5852 FAX：024-573-5892